

201101005A・B

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究

平成 21～23 年度 総合研究報告書

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 戒能 民江

平成 24 (2012) 年 3 月

正 誤 表

【誤】

1 頁

民間シェルター利用者調査結果カラ

3 頁右欄 下から 10 行目

義捐金や

18 頁左欄 上から 17 行目

従来の相談期間

67 頁右欄 (2) 上から 3 行目

シェルター以外の外国につながりの

同上 上から 5 行目

母親と同判児

同上 上から 9 行目

外国につながりをもつこともの

【正】

民間シェルター利用者から

義捐金のトラブルや

従来の相談機関

シェルター入所以外の、外国につながりの

母親と同伴児

外国につながりをもつ子どもの

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究

平成 21～23 年度 総合研究報告書

平成 23 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 戒能 民江

平成 24 (2012) 年 3 月

目 次

第1部 平成21～23年度総合研究報告書

I . 総合研究報告	
DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究	----- 1
戒能民江	
II . 研究成果の刊行に関する一覧表（平成21～23年度）	----- 10

第2部 平成23年度総括・分担研究報告書

I . 総括研究報告	
DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究	----- 15
戒能民江	
II. 分担研究報告	
1. DV 被害者の生活再建システムの体系化に関する研究	----- 24
湯澤直美 堀千鶴子	
2. 外国人被害者支援の現状分析と支援モデルの構築に関する研究	----- 45
吉田容子 斎藤百合子	

第3部 資料編

民間シェルター調査・調査票等一式
公営シェルター調査・調査票等一式
公営シェルター調査 一次分析報告書
民間シェルター利用者調査報告書
韓国調査「多文化家族支援政策基本計画」
DV 政策等事例調査質問項目（県・市・民間各機関）
婦人相談所事業概要調査
年表：DV 法 10 年

参加研究者名簿（2012年3月現在）

研究代表者 戒能民江 お茶の水女子大学 客員教授

研究分担者 湯澤直美 立教大学 教授
堀千鶴子 城西国際大学 准教授
吉田容子 立命館大学法科大学院 教授
齊藤百合子 明治学院大学 准教授

研究協力者 大津恵子 JNATIP 共同代表
矢作由美子 大学非常勤講師
島崎裕子 日本学術振興会特別研究員（PD）・立教大学

第1部

平成21～23年度 総合研究報告書

厚生労働省科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
総合研究報告書

DV対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究

研究代表者 戒能民江 お茶の水女子大学

研究要旨

本研究は、DVなど女性に対する暴力を中心に、国及び地方自治体の女性支援政策の現状分析を行い、女性支援施策の効果的展開に資する政策提言を行うことを目的とする。「被害／被害者の類型別モデル的支援システムおよび関係諸機関連携体制の構築」（以下、DV班）、「DV被害者の生活再建システムの体系化」（以下、生活再建班）、「外国人被害者の現状分析と支援モデルの構築」（以下、外国籍班）の3研究班ごとに事例調査、アンケート調査、文献・資料収集などをを行うとともに、22年度以降は全体が参加する「連携研究」を実施し、研究の集約・統合に努めた。

地方自治体のDV被害者支援事例調査および一時保護所調査結果から浮かび上がったのは、支援体制・内容の地域間格差の拡大である。同時に、一時保護措置の停滞や相談員の専門性や一時保護所における支援内容などが課題として明らかになった。DV法施行後10年を経過したが、これを機に一時保護所の支援体制・内容の抜本的見直しが必要である。

市については、市独自のDVセンター設置が進まない中、独自の事業を展開している市では、地域の民間団体の積極的活用と市独自の生活再建事業の実施が注目される。民間シェルターの課題として、財政基盤の強化、人材育成（後継者難）、行政とのスムースな連携などが指摘できる。行政と民間の連携の促進のためには、民間からの働きかけと行政のキーパーソンによる対応がポイントである。

外国籍女性支援調査からは、外国籍女性の抱える困難として、言語・文化の壁、経済的困難、法制度上の問題、社会的差別などが指摘できる。支援する側の課題として、外国籍女性の社会的文化的背景、法的地位などについての理解不足があり、研修の充実が望まれる。成果物として、多文化ソーシャルワーク講座モデルプログラムなどを構築した。また、多文化共生政策に関する先進自治体における好事例を収集した。

全国規模の一時保護所及び民間シェルター利用者調査の結果から、暴力加害者の多様性及び被害者が抱える困難の複合性が明らかになるとともに、入所期間や同伴児の扱いなど公営と民間の支援の違いなどが指摘できる。成果として、複合的な困難を抱えた被害者等多様性に応じた支援モデル及び生活再建支援ならびに公営シェルターの運営についての政策提言を行った。韓国では、外国人労働者と国際結婚による移民女性の急増を背景に多文化家族政策と外国人統合政策が進行している。韓国調査の結果、多文化家族支援政策については、日本での参考可能な施策が多いことが明らかになった。

研究分担者氏名・所属機関及び 所属機関における職名
湯澤直美 立教大学 教授
堀千鶴子 城西国際大学 准教授
吉田容子 立命館大学法科大学院 教授
齋藤百合子 明治学院大学 准教授

A. 研究目的

本研究は、DV を中心に、女性に対する暴力の被害者への支援事業の現状と課題を明らかにし、官民連携の具体化や地域間格差の是正をめざす支援モデルの構築を通じて、女性や子どもの人権保障をめざした女性支援事業の効果的展開に資する政策提言を行うことを目的とする。

B. 研究方法

DV 班、生活再建班、外国籍班の 3 研究班ごとに事例調査、アンケート調査、文献・資料収集などを行うとともに、22 年度以降は、全体での研究を実施して、グループ間の有機的連携を図った。

連携研究として、民間シェルター利用者の DV 等の被害実態と利用者の状況・課題を把握するために「民間シェルター利用者調査」を実施した。また、全国都道府県婦人相談所一時保護所(公営シェルター)の運営と支援内容および利用者の状況を把握するために、「婦人相談所における一時保護所の運営と支援に関する調査」を行った。この二つの調査により、公営・民間を問わず、シェルター利用者の被害実態と状況、支援の課題を全国的に把握することが可能となった。さらに、23 年度は「東日本大震災被災地調査」を行い、震災後の女性相談・一時保護の状況等について、被災地の公的機

関を中心とした関係機関へのインタビュー調査を実施した。また、東アジアにおける先駆的な外国人女性支援政策および DV 対策を把握するために「韓国調査」を実施した。

「DV 班」では、DV 被害者支援にあたる公的／民間機関についての事例調査を行い(6 県、6 市)、支援の現状の把握と連携モデルの抽出に努めた。また、被災地における女性支援の現状と課題についての調査を行い、被災地での女性支援の課題を明らかにした(2 県・2 市)。

「生活再建班」では、民間シェルター・一時保護所調査のほか、「自治体における『ひとり親福祉政策』の実施状況に関する調査」により、自治体の支援体制および母子家庭施策の実施状況を把握した。また、「婦人相談所の『事業概要』調査」によって、婦人相談所の相談支援体制の課題を明らかにした。

「外国籍班」では、日本における外国籍女性の DV 被害等の実態や特有の脆弱性に基づく困難および支援体制の現状を把握するために、外国人集住地域と分散地域に分けて調査を行い(8 県・8 市・1 郡)、好事例を収集した。また、外国籍女性支援の専門家との意見交換会を開催して、外国籍女性支援の課題を検討した。

以上のいずれの調査においても倫理上の配慮を十分に行った。

C. 研究結果

1. 被害／被害者の類型別モデル的支援システムおよび関係諸機関連携体制の構築

(1) 地方自治体の DV 被害者支援事例調査

DV 被害に関する相談件数の増加の一

方で、近年、一時保護件数はむしろ停滞しているが、その要因として、一時保護措置決定要件のハードルの高さが浮かび上がった。また、一時保護所における保育士や看護師、医師、通訳等専門職の配置や子どもの保育や学習権保障、外国籍女性への配慮などの課題が明らかになった。生活再建支援事業については、利用者の状況・ニーズに対応するプログラムの開発が急務である。

他方、厳しい財政状況の中、先進的な取り組みを行っている都道府県もみられた。「鳥取モデル」と呼ばれる鳥取県では、民間団体との緊密な連携の下、相談から生活再建支援まで「切れ目のない支援」を県独自事業として行い、県及び市町村の福祉機能によって、民間団体が行う被害者支援をバックアップしている。同じく「長崎モデル」と呼ばれる長崎県では、総合的な被害者支援事業を民間団体との連携で実施している。DV被害で傷つけられた人間関係の形成、子育て・生活能力の回復など就労に至る前段階からの長期的支援や母子への心理的支援、民間委託のステップハウス運営など、積極的な支援事業を展開している。

一方、市独自のDVセンター設置はなかなか進まない。市のDVセンターを設置しているところでは、民間団体の積極的活用と市独自の生活再建事業が注目される。岡山市は早期に（2001年）DVセンターを開設し、民間団体の主導の下、独自事業を進めてきた。

民間シェルターが地域に根づくための課題は、財政基盤の強化、人材育成（後継者難）、支援スタッフの安全および支援の質の確保、行政とのスムースな連携などである。

官民連携については、民間団体との連携

協力が進んでいる自治体ほど、支援政策が充実しており、行政と民間間の連携の促進は、民間からの働きかけと行政のキーパーソンによる対応がポイントである。だが、官民連携はなお個人的・偶然的因素に支配されている。

公的支援体制の整備については、DV法によるDVセンターの「機能化」が、組織体制、予算、人員、支援内容に影響を与えており、DVセンターや相談員の専門性、相談員の身分保障や研修など現場では切実な課題となっており、早急な制度改善が必要である。

（2）東日本大震災被災地における女性支援調査

岩手県及び宮城県の被災地における公的機関と民間団体による女性支援の現状を把握し、震災後に必要な女性支援の課題の抽出を行うことを目的として調査を実施した。震災直後はDVなどの相談は少数にとどまったが、次第に増加傾向を示し始めている。内閣府事業の全国ホットライン（2010年度）の経験を活かして、国が迅速に相談窓口を各地に設置したことは特筆に値する。避難所や仮設住宅暮らしでは、被災を契機とする三世代同居、DV加害者である夫との同居、義捐金や失業に伴う不就労やアルコール問題など、震災特有の問題についての相談がみられる。一時保護については、一時保護所が沿岸部の被災地から遠く、交通手段の欠如がネックになっている。岩手県沿岸部や宮城県北部への公的シェルター設置が必要である。また、夫と同居の場合に仮設住宅からは避難しにくいことや女性たちが声を出せない状況があることも留意しなければならない。支援者側の問題も多い。

支援者自身が被災しており、被災者への対応の負担が大きいこと、他機関の状況が把握できないことなどの困難をかかえている。緊急時には、平時対応型の従来の相談・支援体制では対応できないという声もあった。

宮城県、岩手県とも県庁所在地の女性センター・男女共同参画センターが積極的な支援活動を展開しており、女性センターが災害時に果たす役割の大きさを実証した結果になっている。仙台市男女共同参画センターでは震災直後から民間団体と連携して、緊急電話相談や女性のニーズに即した物資提供など支援活動を行ってきた。盛岡市女性センターは民間団体が指定管理者となっているが、相談事業のほか、厚生労働省の補助事業により、仮設住宅の買い物代行と見守りサービスを併せた事業を行っている。本事業は被災した女性の雇用対策ともなっており、雇用された女性たちは将来的には起業をめざす。いずれの市においても、これまでの民間団体のDV被害者を中心とした女性支援活動の蓄積と経験および行政と民間の緊密な連携協力関係が、被災地女性支援に活用されたと言える。

(3) 韓国調査

韓国調査では、DV法の改正動向と運用実態およびひとり親家族支援政策についてインタビュー調査と資料収集を行った。

2011年7月に「家庭暴力犯罪処罰特例法」の改正が行われ、被害者保護命令制度が導入された(同年10月施行)。今回の改正は、近年顕著な国際結婚におけるDV被害や家族間の複合的暴力の増加などの環境変化を踏まえて、総合的なDV対策強化を目的としている。DV法の基本理念が女性の人権保障から「家族統合人権保護」へと転換し

た。

ひとり親支援政策では、2007年「ひとり親支援法改正」により、未婚シングルマザー支援策が加わった。ひとり親支援政策の課題としては、養育費強制取立システムの確立、包括的支援、社会認識の改革などが指摘された。

2. DV被害者の生活再建支援システムの体系化に関する研究

(1) 婦人相談所事業概要調査(巻末資料参照)

婦人相談所事業概要を収集・分析した結果、婦人相談所の職員数の地域間格差が著しく、非常勤職員割合が高いことが明らかになった。これらは支援内容に直接影響を与えており、公的支援体制の充実が急務である。

(2) 自治体における「ひとり親福祉施策」の実施状況に関する調査

都道府県及び政令指定都市、中核市の母子家庭施策の所管課を主な対象として、母子家庭施策の実施状況について調査を行った。ひとり親世帯数の独自の把握を行っている自治体と行っていない自治体とは半々であり、生活実態調査は約3割が実施していない。ひとり親所管課とDV所管課との適切な連携を行っている自治体は約4割であり、DVとひとり親が同一課の所管となっている場合が多い。連携の問題点として、ひとり親への理解や対応の温度差、母子家庭の特性の理解が不十分なことなどがあげられる。また、就業支援については自治体の予算確保、スタッフ不足などの課題が残る。DV被害者への公営住宅優先事業を実施していない自治体は3割弱にのぼる。

(3) 民間シェルター利用者調査（巻末資料参照）

全国女性シェルターネットに加盟する 54 団体に調査票を送付し、調査当時シェルターを運営していた 50 団体から回答を得た。日本国籍利用者と外国籍利用者に分けて調査を行った。民間シェルターは、高齢者や 10 代など単身者のニーズにも対応していること、中高生の男児を受け入れ母子分離を回避する場合があること、入所期間が比較的長く、緊急時から自立支援まで継続的な支援を行っていること、などの特徴を持つことが把握できた。また、多様な加害者からの暴力被害の実態および被害者の生活課題の複合性の把握とともに、子どもをめぐる暴力の態様の幅の広さとともに、DV の子どもへの深刻な影響が浮かび上がった。利用者の学歴階層については今までほとんど調査されてこなかったが、把握できた限りでは、教育達成歴が短い層と長い層に二極化している。なお、外国籍利用者については回答数が少なく、全体的な分析は難しい。ただし、在留資格など外国籍女性特有の脆弱性に起因する問題があり、独自の支援の必要性が明確になった。

(4) 婦人相談所における一時保護所の運営と支援に関する調査（巻末資料参照）

全国 47 か所すべての一時保護所から回答を得た。調査は、一時保護所の運営体制および一時保護所の利用者調査の二部に分けて実施した。

一時保護所の運営・支援体制については、非常勤職員が多い職員構成のあり方、同伴児ケアを行う職員を配置している保護所が半数しかおらず、それも非常勤職員によって担われていること、入所定員および入所

者数・同伴児童数の格差が大きいこと、男児の年齢制限や疾病や障害のある人の利用制限などの利用条件、入所者向けプログラムの実施状況などの問題点が明らかになった。

一時保護所利用者調査からは、入所時に精神的疾患またはその疑いがあった利用者が約 2 割にのぼること、入所者の半数強が何らかの経済的困難に直面していること、入所者の教育達成年数が相対的に低いことなどが特徴として指摘できる。また、民間同様に暴力加害者の多様性と困難の複合性がみられる。外国籍女性の受け入れ施設は多いが、通訳確保以外の特別の支援は行われていない。また、不就労、失業、アルコール依存などの問題を抱えた夫が半数以上を占めた。子どもについては父母等からの多様な暴力被害を受けており、その影響の深刻さがうかがえる。

3. 外国人被害者支援の現状分析と支援モデルの構築

(1) 外国人支援に関する地方自治体調査

外国人集住型地方自治体と外国人分散居住型自治体とに分けてヒアリング調査を行った。

外国籍女性の抱える困難として、言語・文化の壁、同国人による支援資源の不足、経済的困難、2009 年改正入管法の影響、子どものアイデンティティや学習機会の保障、社会的差別・偏見などが指摘できる。それらはいずれも外国人女性であるがゆえの脆弱性に起因する。支援する側の課題として、外国籍女性の社会的文化的背景、法的地位などの情報・理解および研修の不足、不十分な予算、成人女性と子どもの支援との制

度的分断による体系的支援の困難、一元的な専門的支援機関の不在などがあげられる。他方、地方自治体における好事例の蓄積は注目すべきであり、共有が望まれる。

(2) 民間シェルター・一時保護所利用者調査

一時保護所では8割以上が外国人女性を受け入れており、入所者の外国人比率は7.8%を占める。通訳対応もほとんどの保護所で行われている。しかし、正規の在留資格がない外国人女性への対応について統一した指針がないこと、人身取引被害者受け入れ経験がない保護所が半数以上占めることが明らかになった。

民間シェルターでの外国人女性の受け入れは少ないが、外国籍特有の課題として、在留資格や言語障壁が指摘された。

(3) 専門家との意見交換

外国人女性の支援にあたる専門家と、言語およびコミュニケーション、在留資格、自立支援の3点について意見交換を行った。共通相談シート使用に際しての課題や通訳の専門性、正規の在留資格を持たない女性への人道的支援の必要性、中長期的視点に基づく支援計画の策定など有益な意見交換となった。

(4) 韓国調査（巻末資料参照）

グローバル化の進行に対応した多文化家族政策と外国人統合政策が進行している韓国についての調査では、外国人労働者支援政策には人権侵害や言語・文化教育支援の不十分さや予算の削減などの問題があり、むしろ、近年の国際結婚移民女性の急増に伴う多文化家族政策に政策の重点がシフトしていることが明らかになった。多文化家族政策については、日本の政策が参考すべ

き点が多い。

D. 考察

1. 被害／被害者の類型別モデル的支援システムおよび関係諸機関連携体制の構築

地域間格差が拡大するなかで、都道府県については、鳥取県や長崎県などの、被害者の視点を明確に打ち出し、支援経験と成果の蓄積を有する民間団体との連携による総合的支援事業展開モデルが注目される。両県とも、女性や子どもの人権の視点から福祉ラインが中心になって政策展開を行っており、相談から自立支援、予防啓発までカバーする総合的な取組みをめざしていること、民間との連携を強力に推進していること、民間への事業委託を大胆に行っていること、独自事業の財源を確保していることが特徴である。

市については、岡山市や盛岡市など、民間団体からの市に対する積極的な働きかけと行政の柔軟な対応が連携のポイントである。民間と行政の連携のみならず、DVの総合性、問題の複合性という特徴から言えば、府内の他の行政機関間や関係諸機関との連携、都道府県と市町村、市町村間の連携など課題は山積している。とくに、多くの自治体では、男女共同参画ラインと福祉ラインの関係が問題になっているが、中央政府レベルでの厚生労働省と内閣府の役割分担の二重構造が地方行政に反映しており、両省の連携をさらに強める必要がある。自治体では、合同のケースカンファレンスや合同研修などを開催して相互理解を深める努力や、実務者会議においてその機関で「できること」を出し合う機会が必要である。

さらに、自治体の男女共同参画センター

の被害者支援における役割を明確化し、被害者の多様性を尊重した「アウトリーチサービス」や自助グループ、講座、総合相談など、積極的役割を果たすべきであろう。

2. DV 被害者の生活再建システムの体系化

婦人相談所は、中核的配偶者暴力相談支援センター機能を有するとともに、一時保護所を併設しており、都道府県におけるDV被害者支援の中核的存在となっている。しかし、「婦人相談所事業概要」調査において、非常勤職員の多さ、職員配置の少なさが一時保護定員や利用者の少なさ、相談体制につながっていること、婦人相談所の規模や体制については地域間格差が大きいことが明らかになった。地域格差の生じないナショナルミニマムの観点からの検討が必要である。

都道府県による格差は一時保護所調査においても顕著である。非常勤職員が8割を占める現状は援助技術の蓄積に影響を与え、支援内容をも規定する。婦人相談員を専門性の高い相談援助職と位置づけ、処遇の改善や研修機会の保障を検討すべきであろう。保護所のハード面でも、利用者のプライバシーの尊重や多様なニーズを持つ利用者、高齢や障害のある利用者を考慮して、個室化やバリアフリー化が促進されなければならない。車いすや同伴児などの利用要件の緩和や外国籍女性に対する支援、利用者向けプログラム、子ども支援プログラムの充実など課題が多い。

民間シェルター利用者および一時保護所利用者調査からは、暴力の加害者の多様性が浮かび上がった。夫からのDVにとどま

らず、夫の家族・親族や利用者の子どもなどから同時に暴力を振るわれている。とくに、20代、30代の若年世代に複合暴力被害が目立ち、暴力の影響が深刻化する傾向がある。DV=夫による暴力概念から「家族による女性に対する暴力」概念へと拡大して支援が行われる必要がある。

また、被害者はDVのほかに生活困窮や精神的ダメージなど複合的な困難を抱えている。利用者の夫も不就労や借金、アルコール依存などの複合的問題を抱えている。より複合的困難をかかえる若年や高齢者や社会階層、学歴階層に着目した支援が求められている。

3. 外国籍被害者支援の現状分析と支援モデルの構築

外国籍女性には、言語・生活習慣・文化、インフォーマルな資源、社会資源、在留資格などの法制度、社会的偏見や差別など、外国人女性であることと伴う脆弱性がある。外国人女性の法的地位に関する理解や通訳の確保、通訳の専門性の保障、多言語資料の提供、外国籍女性のための就労支援のしくみ、外国人の子どもへの支援、人身取引被害者への特別な支援などが検討されるべきである。国の多文化共生政策が進まない一方で、地方自治体独自の取り組みが各地で先行している。好事例の全国的な共有とともに、国レベルでの制度化が望まれる。

E. 結論

DV法制定・施行から10年の節目を経過したが、被害の顕在化や専門機関の対応の積極化などの前進がみられる一方で、政府方針の「被害者の立場に立った切れ目のない

支援」の具体化は進んでいない。本調査結果からは、現状の問題点と課題が明確になった。地方自治体や民間の好事例を共有するとともに、公的支援機関の人員・予算の確保など、制度改善を早急に進めるべきである。

被害者支援が進まない要因として、DV法上の被害者支援システムそのものの不備・欠陥を指摘しなければならない。同時に、DV法上の支援システムが基盤としている売春防止法の婦人保護事業の抜本的見直しが不可欠である。

【政策提言】

1. 生活再建支援モデルの構築

- 1) 複合的困難と被害者の社会経済階層に対応した生活支援
 - ・若年・高齢者など年齢階層、学歴階層に対応した支援
 - ・中卒・高校中退である被害者への学歴取得支援
 - ・妊娠・出産期にDV被害を受けた当事者への婦人保護施設の活用
 - ・知的・精神障害がある当事者支援における障害者福祉・高齢者福祉との連携強化
 - ・市町村の高齢者福祉支援機関との連携体制の強化
 - ・低所得層である家族で生育し、親族支援もなく複合的困難をかかえる被害当事者への支援と婦人保護施設の活用
- 2) 地域社会へのソフトランディングのための中長期的支援体制の整備
- 3) 子どもに視点に立った子ども支援の構築

4) 外国人女性の脆弱性を考慮した支援体制の整備

- ・各自治体・民間団体における好事例の発信
- ・人身取引被害者支援の独自事業構築
- ・支援者研修モデルの構築
- ・シェルターでの支援プログラム実施
- ・専門性をもった通訳の養成

5) 安定した経済基盤の確保

6) 安全で安心な住居の確保

2. DV法の第三次改正の推進

- ・DV専門機関の新設、市のDV基本計画策定義務化、
- ・政令都市・中核市におけるDVセンター設置義務化
- ・都道府県DVセンター「機能」規定から「業務の義務化」へ
- ・DVセンターにおける民間団体の活用
- ・民間団体への財政支援のしくみの創設
- ・DV法の対象範囲の拡大、緊急保護命令の創設
- ・DV独自の生活再建支援事業の枠組み設定

3. 婦人保護事業の現代的再編と整備

- ・一時保護所利用者の権利擁護の立場からの利用案内作成
- ・一時保護所退所後の情報提供とアセスメント
- ・一時保護所におけるケアマネジメントの実施と退所後の地域での見守り体制の整備
- ・婦人相談員の専門性と身分保障、研修機会の保障
- ・施設運営指針策定と第三者評価ガイドラインの策定

- ・一時保護所における利用者・子ども支援プログラムの充実
 - ・「婦人相談所事業概要」記載事項の改善
 - ・「婦人保護事業ハンドブック」の改訂
 - ・関係法令の改訂
4. 女性支援事業の枠組みの見直し
- ・「婦人保護事業」から総合的な21世紀型「女性支援事業」への転換

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

「研究成果の刊行に関する一覧表」を参照。

2. 学会発表

「研究成果の刊行に関する一覧表」を参照。

H. 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
戒能民江	DV政策と女性の 人権	人権文化を 育てる会	わたしと人権	ぎょうせ い	東京	2009	62-69
戒能民江	「私的領域における性差別撤廃の現状と課題—家族および『女性に対する暴力』を中心に」	国際女性の 地位協会	コンメンターラ 女性差別 撤廃条約	尚学社	東京	2010	47-59
戒能民江	「性・暴力・身体」	山下泰子・ 辻村みよ 子・浅倉む つ子・二宮 周平・戒能 民江編集	ジェンダー六 法	信山社	東京	2011	639-641
戒能民江	「DV被害者支援 の現在—これまで の10年、これから の10年—」	全国社会福 祉協議会編	『権利擁護・ 虐待防止白 書』		東京	2012	1-4
湯澤直美	ひとり親世帯の貧 困	子どもの貧 困白書編集 委員会 (湯澤直美 代表)	子どもの貧困 白書	明石書店	東京	2009	30-34
堀千鶴子	女性福祉	酒井潔・ 岡野浩編	考える福祉	東洋館出 版社	東京	2011	117-127
齋藤百合 子	人身売買（人身取 引）	日本タイ学 会	タイ事典	めこん	東京	2009	184-185
SAITO, Yuriko	The Trafficking of Thai women to Japan and cou ntermeasures of the Thai govern ment	Shiro Oku	Human Secu rity, Transn ational Crim e and Huma n Trafficking	Routedel k	New Yor k	2011	233-242

論文

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
戒能民江	ドメスティック・バイオレンスの現状と課題	月刊東京	301	23-28	2009
戒能民江	女性の人権と女性差別撤廃条約	教育と文化	58	27-34	2010
湯澤直美・藤原千沙	生活保護世帯の世帯構造と個人指標	社会福祉学	50 (1)	16-27	2009
藤原千沙・湯澤直美	被保護母子世帯の開始状況と廃止水準	大原社会問題研究所雑誌	620	49-63	2010
堀千鶴子	婦人保護施設におけるソーシャルワーク	城西国際大学紀要	19 (3)	1-24	2011
堀千鶴子	「婦人相談所における相談支援体制の実態と課題」	『人間学研究論集』(武藏野大学通信教育部)	1	35-45	2011
齋藤百合子	人身取引被害者の帰国後のエンパワーメント支援アプローチ—タイの当事者組織の活動分析から—	国立女性教育会館研究ジャーナル	14	35-49	2010
齋藤百合子	グローバリゼーション下の人身売買と家族の変容	比較家族史研究	24(11)	11-138	2010
齋藤百合子	外国籍女性とその子どもたちの社会包摂—福岡県のフィリピン人およびタイ人女性の多文化共生	アジア女性研究	第20号	39-54	2011
SAITO, Yuriko	Social Inclusion of Women with Foreign Nationality and their children: Multicultural Coexistence of Filipino and Thai women in Fukuoka Prefecture	Journal of Asian Women's Studies	No.19	1-14	2011
SAITO, Yuriko	http://www.kfaw.or.jp/publication/pdf/JAWS_19_KFAW_reports.pdf				

齋藤百合子	「見えない人身取引—過去の人身取引被害者の複合的な脆弱性」	PRIME (明治学院国際平和研究所)	34	71-80	2011
SAITO, Yuriko	"Trafficking in Persons in Japan:Laws and events"	Asian Review, Chulalongkorn University, Thailand.			2011

学会発表

発表者氏名	発表タイトル	発表学会	開催年月	会場
齋藤百合子	人身売買被害者の社会的包摂プロセスと課題	日本タイ学会	2009年7月	京都大学